

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計 画 主 体	白山市、野々市市

白山野々市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

白山市

担当部署名：産業部森林対策課

所 在 地：石川県白山市鶴来本町四丁目ヌ 8 5 番地

電 話 番 号：0 7 6－2 7 2－1 9 6 5

F A X 番号：0 7 6－2 7 2－2 7 5 2

メールアドレス：shinrin@city.hakusan.lg.jp

野々市市

担当部署名：建設部土木課

所 在 地：石川県野々市市三納一丁目 1 番地

電 話 番 号：0 7 6－2 2 7－6 0 8 1

F A X 番号：0 7 6－2 2 7－6 2 5 3

メールアドレス：doboku@city.nonoichi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、 中獣類（アナグマ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ等）、 鳥類（カラス類、ハト類、サギ類、カモ類、ムクドリ）
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	白山市及び野々市市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
ツキノワグマ	果樹	0a	0 千円
	杉	50a	112 千円
	養蜂	0a	0 千円
ニホンザル	水稻	0a	0 千円
	野菜	未集計	未集計
	果樹	未集計	未集計
イノシシ	水稻	565a	5,962 千円
	野菜	52a	57 千円
ニホンジカ	水稻	0a	0 千円
	野菜	0a	0 千円
	ヒノキ	0a	0 千円
中獣類	野菜	0a	0 千円
	果樹	0a	0 千円
鳥類	水稻	0a	0 千円
	野菜	0a	0 千円
	果樹	0a	0 千円
合計		667a	6,131 千円

（注）ニホンザル、中獣類（ハクビシン、タヌキ、アナグマなど）による家庭菜園等での被害がある。

(2) 被害の傾向

【ツキノワグマ】 ・白山市白峰、尾口、鳥越地域において、春から夏にかけて杉の皮剥ぎ被害が見られる。 ・夏から秋にかけて白山ろく地域と鶴来地域の山側でエサとなる柿や栗等を求め人家近くに出没しており、人的被害の危険性がある。 ・近年では市街地周辺にも出没しており、令和5年度には白山市で3件の人身事故が発生。
【ニホンザル】 ・白山市鶴来地域の山沿い、河内、吉野谷、鳥越、尾口、白峰地域で農作物被害が見られ、生息頭数も行動域の拡大に伴い増加している。 ・被害作物は、春はタマネギ、ジャガイモ、イチゴなど、夏から秋にかけてはトウモロコシ、トマト、キュウリ、カボチャ、ナス、水稻、柿、栗など、冬はダイコン、白菜など作付けされているほとんどの農作物に被害が発生しており、特に家庭菜園等に被害が見られ、農作物被害額としては大きくないが精神的なストレスは大きい。
【イノシシ】 ・野々市市、白山市の松任、美川地域を除く、全ての地域で農作物被害が確認されており、被害内容は、春から秋にかけて水稻を中心にタケノコ、イモ類などの農作物のほか、水田の畦畔、水路、農道林道等の掘り起こしなど、農業施設等への被害も発生している。 ・水稻の収穫期でのヌタうち被害は、1つの圃場すべてが収穫不能となるため、大きな被害となる。 ・市街地への出没も目撃されており、行動範囲は市街地にも及んでいる状況にある。
【ニホンジカ】 ・現在、被害報告ないが白山ろく地域で出没が目撃されているほか、市街地でもたびたび出没しており、今後、被害発生が懸念される。
【中獣類】 ・白山市のほとんどの地域で、家庭菜園等の野菜への食害や住宅の屋根裏等へ侵入し、糞尿による生活環境被害も発生している。 ・野々市市では農作物被害の報告はないが、今後、被害発生が懸念される。
【鳥類】 ・白山市内全域において、カラス、カモ、サギ類による水稻の踏み倒し、カラス、ムクドリ、ハトによる野菜及び果樹の食害、カラス、ハト、サギ類による糞害がこれまでに確認されている。 ・カラスにおいては、子育て時期に白山市及び野々市市の市街地周辺で、人への威嚇行為が確認されており、人身被害に結びつく恐れも懸念される。 ・野々市市では、学校や公園におけるカラスの雛及び卵の採取や、一部の大学等においてドバトの捕獲を実施している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和8年度）
被害金額		
ツキノワグマ	112 千円	80 千円
ニホンザル	0 千円	0 千円
イノシシ	6,019 千円	4220 千円
ニホンジカ	0 千円	0 千円
中獣類	0 千円	0 千円
鳥類	0 千円	0 千円
合計	6,131 千円	4,300 千円
被害面積		
ツキノワグマ	50a	30a
ニホンザル	0a	0a
イノシシ	617a	430a
ニホンジカ	0a	0a
中獣類	0a	0a
鳥類	0a	0a
合計	667a	460a

（現状値の約7割を目標値に設定）

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	地元猟友会の協力により捕獲隊を編成し、被害の実態に合わせた計画的な捕獲を実施。	地元猟友会の高齢化、新規狩猟者の減少に伴い、今後、計画的な捕獲が困難になる恐れがある。 地域の農業者による狩猟免許取得の費用を支援し、農業者自らが捕獲の担い手となり、捕獲物の利用も含めた体制づくりが必要である。
防護柵の設置等に関する取組	加害鳥獣によりさまざまなタイプの防止柵を集落又は個人が設置	設置した柵の管理不足から、被害発生が見られる現状にある。
	ツキノワグマの林業被害防止のためのネット巻きを実施	大径木を広範囲に実施する必要があることや木材価格の低迷等から、経営意欲の衰退が見られる。
	ニホンザルのテレメトリー調査により群の位置情報を確認し、巡回捕獲やロケット花火等による追払いを実施。	位置情報を利用し、先回りして追払うなどの集落ぐるみでの取組みができておらず、効果が低い状況である。
	野菜くずの放置や農地周辺の藪刈、果樹の取り残しをしないことなど集落環境整備を実施。	集落ぐるみで確実にこなしているところは少なく、侵入防止柵や追払い、捕獲等と併せた集落ぐるみでの対策が必要である。

(5) 今後の取組方針

- ツキノワグマ対策
 - ・捕獲による個体数調整を行なう。
 - ・藪の刈払いによる緩衝帯の設置を支援する。
 - ・カキやクリなどの支障樹木の伐採を支援する。
 - ・出没情報の収集・伝達を速やかに行ない、人身被害防止に努める。
- ニホンザル対策
 - ・捕獲檻や侵入防止柵の設置等により、被害防止に向けた取組みを実施する。
 - ・被害情報の把握とともに、追払いを含め被害防止対策の普及啓発を行なう。
 - ・加害サル群のメスに発信機を取り付け、その行動を追うテレメトリー調査を実施し、銃器による効率的な一斉捕獲及び追払いに努める。
- ニホンジカ対策
 - ・被害の動向を注視し、猟友会と連携を取りながら、捕獲檻の設置等被害の防止に向けて取組む。
- イノシシ対策
 - ・藪の刈払いによる緩衝帯の整備や、侵入防止柵、捕獲檻の設置等、集落ぐるみによる総合的な対策を推進する。
- 中獣類対策
 - ・捕獲用箱わなの貸出し等により、被害防止に向けた取組みを実施する。
- 鳥類
 - ・防鳥ネット等の設置や有害鳥獣捕獲等、被害防止に向けた取組みを実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

市では、猟友会の協力のもと、有害鳥獣捕獲隊を編成し、有害捕獲を実施するとともに、鳥獣被害対策実施隊を設置し、中獣類の捕獲に努めている。

有害鳥獣捕獲隊員は、ツキノワグマ及びニホンザル、ニホンジカ、イノシシについて必要に応じて、事故防止のため周囲の安全を十分確認のうえ、ライフル銃による捕獲を行う。

今後、担い手不足が予想されるため、農業者による狩猟免許取得を推進し、農業者自らが有害鳥獣の捕獲を行なっていく体制の構築を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ツキノワグマ ニホンザル ニホンジカ イノシシ 中獣類 鳥類	捕獲檻及び銃器による捕獲 ※令和2年度より大型囲いわなを導入 狩猟免許取得の推進 捕獲技術の向上
令和7年度	同上	同上

令和８年度	同上	同上
-------	----	----

(３) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
ツキノワグマ	特定鳥獣管理計画の指針に従い計画的に捕獲を行なう。
ニホンザル	特定鳥獣管理計画の指針に従い計画的に捕獲を行なう。
ニホンジカ	農地周辺に生息し、被害を及ぼす個体の捕獲を管理的に行なう。
イノシシ	農地周辺に生息し、被害を及ぼす個体の捕獲を管理的に行なう。
中獣類	農地周辺に生息し、被害を及ぼす個体の捕獲を管理的に行なう。
鳥類	個体数の増加と人馴れに伴う被害の増大を招かぬよう、追払い効果を兼ねて、間引き的な捕獲を行なう。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ツキノワグマ	特定鳥獣管理計画に従い、県と協議の上決定する。		
ニホンザル	３６５頭	３６５頭	３６５頭
ニホンジカ	５０頭	５０頭	５０頭
イノシシ	５００頭	５００頭	５００頭
中獣類	２００頭	２００頭	２００頭
鳥類	１，０００羽	１，０００羽	１，０００羽

捕獲等の取組内容
捕獲は主として、春期から秋期の被害が多発する期間に行なうが、特にツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ等については捕獲効率の高い時期を設定し計画的な捕獲を行なう。 捕獲手段としてわな（箱わな、囲いわな）及び銃器を使用

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
捕獲従事者が接近できない状況において、出没したツキノワグマ及びニホンザル、ニホンジカ、イノシシを捕獲する場合にライフル銃を使用する必要がある、特に捕獲中、従事者に危害が及ぶ可能性があるため、射程の長いライフル銃を使用することで、その安全を確保しつつ捕獲の成功率を高めることができる。

(４) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
白山市全	ニホンジカ

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンザル	(新設) 電気柵 2,000m	(新設) 電気柵 2,000m	(新設) 電気柵 2,000m
	(新設) メッシュ柵 2,000m	(新設) メッシュ柵 2,000m	(新設) メッシュ柵 2,000m
	(新設) 恒久柵 1,000m	(新設) 恒久柵 1,000m	(新設) 恒久柵 1,000m

(2) その他被害防止に関する取組

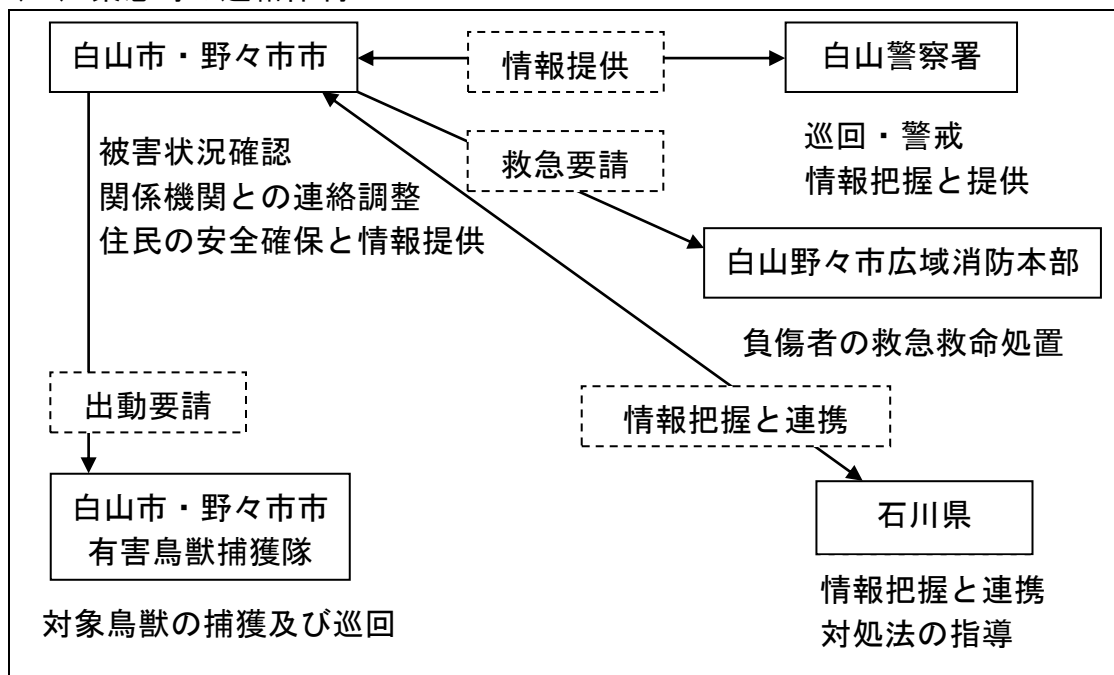
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ツキノワグマ ニホンザル ニホンジカ イノシシ 中獣類 鳥類	農業者の被害防止知識の習得レベル向上を第一とし、地域の実情に合った集落ぐるみでの対策となる生息環境整備（藪の刈払いによる緩衝帯の整備、放任果実の除去、竹林の伐採）、追い払い活動、侵入防止柵の設置等、集落内の合意形成に努める。
令和7年度	同上	同上
令和8年度	同上	同上

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
白山市・野々市市	被害状況確認、関係機関との連絡調整 住民の安全確保及び情報提供
石川県自然環境課 石川農林総合事務所	情報把握と連携、対処法の指導
白山市有害鳥獣捕獲隊 野々市市有害鳥獣捕獲隊	対象鳥獣の捕獲及び巡回
白山警察署	巡回、警戒、情報把握と提供
白山野々市広域消防本部	負傷者の救急救命措置

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、食肉として有効活用できない場合は、処理施設での焼却、埋設など、状況に応じ適切に処分する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ及びニホンジカについては、捕獲後の個体を有効活用するため、食肉処理加工施設での処理を推進し、食肉として有効活用する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	白山野々市鳥獣害防止対策協議会
構成の名称	役割
町内会（農業者・住民）	対策の実施、被害の報告、住民意見の取りまとめ、住民への情報伝達
農業協同組合 （松任市、白山、野々市）	対策の普及啓発・支援、被害状況の把握
石川県農業共済組合 かが森林組合	対策の普及啓発・支援、被害状況の把握
一般社団法人白山ふもと会 ハンターベースジャパン	捕獲した鳥獣の有効活用及び情報提供、住民への情報伝達
石川県石川農林総合事務所 （企画調整室、農業振興部、森林部）	対策の指導、関係機関との連絡調整、対策情報の収集、狩猟者の育成
石川県白山自然保護センター	鳥獣の生態・分布把握、捕獲の助言
石川県警白山警察署生活安全課	住民の安全確保、安全な捕獲の指導
石川県猟友会白山支部・野々市支部	捕獲の実施、新規狩猟者の育成

白山市、野々市市	対策の指導、関係機関との連絡調整、協議会事務局、対策情報の収集、住民への普及啓発、補助金等での住民支援、捕獲の依頼、捕獲許可事務、狩猟者の育成
----------	---

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北陸農政局	被害防止関連情報の提供
石川県農林水産部里山振興室	被害防止関連情報の提供
石川県生活環境部自然環境課	管理計画に基づく個体数調整に関する情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

白山市	平成29年4月1日設置	産業部森林対策課職員で構成
野々市市	平成29年8月1日設置	建設部土木課職員で構成

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

その他の鳥獣による被害が発生した場合は、県や関係機関と協議して計画を見直し、効果的な被害防止に努める。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

県や関係機関と連携し、被害及び生息状況等の正確な情報把握を行なう。また、先進的な取組みについての情報収集を行ない、被害防止に有効な手法については集落等へ情報提供する。
